

	新潟市教育委員会 平成24年12月 定例会会議録			
日 時	平成24年12月20日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	教 職 員 課 長	高 居 和 夫
	教 育 次 長	白井 裕司	総 合 教 育 センター所長	吉 原 修 英
	教 育 次 長 中央図書館長	三保 恵美子	学 校 支 援 課 長	高 橋 恒 彦
	教 育 政 策 監	伊 藤 充	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	河 内 一 美
	教 育 総 務 課 長	岩 名 俊 明	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	宮 本 周 英
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 企 画 管 理 課 長	松 原 伸 直
	学 務 課 長	高 橋 豊	中 央 図 書 館 サ ー ビ ス 課 長	山 下 洋 子
	施 設 課 長	本 間 寿 晴		
	保 健 給 食 課 長 補 佐	田 中 薫	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	小 関 洋
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 緑	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時刻	午後 3時30分
	宣言者	委員長
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第21号	平成24年12月議会定例会議案(追加)に係る教育長代理について (1) 平成24年度新潟市一般会計補正予算について (2) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について
報告 (2件)	記号	件 名
		二葉中学校・舟栄中学校の統合中学校の校名についての要望書について
		平成25年度新潟市立高志中等教育学校入学者選抜実施状況について
協議題 (0件)	記号	件 名

開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第1 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に佐藤委員及び沢野委員を指名します。

第2 付議事件

○委員長 付議事件に入ります。議案第21号「平成24年12月議会定例会議案（追加）に係る教育長代理について（1）平成24年度新潟市一般会計補正予算について」施設課長に説明をお願いします。

○施設課長 今回の補正予算につきまして、正式な説明に入ります前に、少々時間をいただきまして、経過をご説明いたします。本来は11月の教育委員会定例会で今回の補正予算についてご説明し、その後12月議会に諮るのが通常の順序となります。しかし、11月末日の教育委員会定例会開催の時点では、国の補助金の内示がされておりませんでした。そこで、11月の定例会ではご説明することができませんでした。そのため、その後の国の内示を受けて、すでに12月議会に提出したものについて本日ご説明いたします。

それでは、議案第21号、「平成24年12月議会定例会議案（追加）に係る教育長代理について（1）平成24年度新潟市一般会計補正予算について」をご説明いたします。このたびの内容といたしましては、国の経済危機対応、地域活性化予備費等の活用による文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の追加交付を受けて、次の事業を実施するものになります。

一つ目が、学校施設エコスクール化推進事業としまして、平成25年度に実施を予定しておりました、小中学校トイレ改修工事に係る予算を前倒しして着手させていただきたく、これに伴う歳出予算を増額補正するとともに、全額の繰越明許費の設定をするものになります。内訳につきましては、小学校3校、大形小学校、小林小学校、赤塚小学校。中学校2校、早通中学校、内野中学校で実施することになります。補正額は記載のとおりとなります。

二つ目が、安全で快適な学校環境の整備として、平成25年度に予定しておりました、新津第三幼稚園の大規模改造工事にかかる予算を前倒しし、これに伴う歳出予算を増額補正するとともに、全額の繰越明許費を設定するものになります。補正額は記載のとおりとなります。

これらにより、来年度のトイレ改修工事及び大規模改造工事

を確実に実施し、老朽改修による教育環境の改善を図るとともに、早期事業着手による、地域経済の活性化に寄与できるものと考えております。また、歳入につきましても、歳出予算と同額を増額補正するものになります。内訳金額につきましては記載のとおりとなります。

○委員長

ただいまの説明に質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○佐藤委員

手続論だけの話なのですけれども、11月の定例会には国庫補助金額が確定していた場合は、この金額でよろしいかという承認と、同時に、これを議会に提出していいかという承認の二つの事案があり、そして我々が審議をするということになりますよね。それが終わったわけだから、これで補正して整備するという承認だけ我々はすればいいということでしょうか。

○施設課長

そのとおりになります。

○委員長

ほかに意見、質問のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、よろしいでしょうか。

次に、「(2)新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について」、教職員課長をお願いいたします。

○教職員課長

本日の資料の2ページをご覧ください。「新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例等の一部改正について」になります。これは、12月議会に追加で提案している議案です。県立と市立の高等学校教育職員の休暇制度等の格差是正、あるいは市の人事委員会の勧告に基づいて、教育職員の給与に関する措置について県に準じた取扱をするためのものになります。

次に、資料4ページをご覧ください。はじめに現在の状況についてご説明いたします。義務教育である市立の小中学校の教育職員の給与につきましては、法律により県負担となっております。また、休暇等の勤務条件についても、地方教育行政法により、県の条例あるいは規則が適用されることになっております。一方、市立高校及び幼稚園では、給与は市費ですが、従来から人事委員会の勧告に基づき、県に準じて市の給与表を改定してまいりました。したがって、以上のことについては県の教育職員と同じになっているわけですが、休暇等の勤務条件については市の条例、規則が適用されることから、市の一般職員と同じとなっております。

こうした状況を踏まえまして、条例の改定の趣旨についてとなります。はじめに、第1条関係(1)になりますが、市立高校は3校しかありません。市独自の教員採用や異動などの人事管理が非常に困難ですので、県立高校からの割愛による人事異動を行ってまいりました。休暇等につきましては、市の条例が

適用されることから、県と市では休暇制度に格差があります。具体的には、右側の5ページ、休暇等の制度の比較のとおりとなります。そこにはさまざまな格差があります。

こうした格差を是正するため、市立高校教育職員の休暇制度については県と同じにする旨の条例改正をお願いするものです。これにより、県の条例規則が適用されることとなり、県と同じになります。施行日は県にあわせて、県が暦年単位としておりますので、平成25年1月1日からとなります。

次に、(2)の市立高校及び幼稚園の教育職員について、県の人事委員会の勧告に基づき給与月額に乗じる率の改定にあわせて、市も人事委員会の勧告により市の条例を改正するものです。これは現在、概ね30歳半ば以上の職員については、本来の給与月額に対して98.82パーセントを乗じた額が支給されておりますが、この率を0.09パーセント引き上げ、98.91パーセントとすることになります。施行日は県と同じ平成25年4月1日となります。

次に第2条関係になります。市立高校及び幼稚園について、上の(2)と同様に人事委員会の勧告に基づきまして、県にあわせ平成18年4月に実施されました給料表の改定に伴う経過措置額、いわゆる現給保障額を廃止することとなります。この現給保障額とは、平成18年4月1日に実施された給料表の大幅な減額改正により、新たに受け取る給与月額が、それまでの給与月額に達しない職員に対して、経過措置として改正後も給与月額が改正前、平成18年3月31日に受けていた給与月額を上回るまではその差額を支給するというものです。今回の改定案は平成25年ではこの経過措置額を2分の1に減額し、平成26年度から廃止することになります。

最後に附則関係ですが、本条例の名称の変更に伴い、本条例を引用している条例8本についても、文言の修正等が必要となりますので、その改正を行うものです。

なお、資料の6ページから15ページまでは、今ほど説明しました内容につきまして、具体的に条例の改正部分を記載した議案書になります。また、16ページから終わりの38ページまでにつきましては、新旧対照表を掲示しております。

○委員長

今ほどの説明に意見や質問のある方は挙手をお願いします。

○吉村委員

2点お願いしたいのですが、特に給与調整等については、教職員課のほうで十分精査したのだらうと思いますが、私どもはここでパーセントまでの数字を確認することは難しいので、くれぐれも算出にミスのないようにして、これをさらに戻って訂

正しなければならないということにならないようにということ
でよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目なのですが、中等教育学校の後期課程の方々については市立高校に準ずるということで、すでにそうなっているのかどうか。以前説明があつたのかもしれませんが、確認したいと思ひます。

○教職員課長

1点目に関しては十分な精査をかけ、そういったミスがないように徹底を図りたいと思ひます。

二つ目の高志中等教育学校は、今年度から後期課程ができております。今現在ですと、後期課程の教職員に関しましては市立高校の休暇制度が適用になるわけです。この条例改正によって、高志中等教育学校の後期課程の教職員もすべて県に準ずる形になります。

○吉村委員

ここに、市立高校及び幼稚園教職員と書いてあるのだけれども、ここには高志中等教育学校の後期課程の教職員というのは書く必要がない。明示する必要性が出てこないということですね。

○教職員課長

中等教育学校のほうでも割愛の職員の一員です。

○吉村委員

該当してくるのでしょうか。資料の4ページのところに、中等教育学校について触れなくていいのかどうかという心配を少ししたのです。市立高校と幼稚園の教職員は文面に書いてありますよね。必要ないのでしょうか。これは資料だからいいということですね。

○委員長

ほかにご質問はありますでしょうか。

ないようですので、ご承認お願ひできますでしょうか。

○佐藤委員

委員長、付議事件が終わりましたので、参考までに、(1)番の一般会計補正予算ですが、以前、私が委員長をしているときにどうしても議会提出議案というものに関して、この定例会でご承認をいただかなければ議会に提案できませんという事案があつたのです。基本的にそれはおかしいと。教育委員会は執行機関ではないので、我々がきちんと議論してはじめてオーケーとなります。そういったものは事前に協議事項とし、次の定例会の付議事件で審議して、そして議会に出す、出さないということを決めると。これをルール化してくださいというお願ひをしました。そのルールどおりに今までずっとなつていて、たまたま今回は国の補正予算が遅れてしまったという背景があるようですが。万が一、こういうことではなくて、例えば議会に議案が先に挙がり、この案件の内容に関して教育委員会として後で審議をしてくださいとなつたときに、議会では議決している

が、教育委員会がこれはだめだ、もう1回やり直せといったときに、法律的にどちらが優先するのでしょうか。

○委員長

その件に関しては事務局説明願います。

○事務局

議案と予算につきましては首長に提案権があります。

○佐藤委員

そうすると、我々が首長から付託を受けたものを審議し、オーケーですよということで首長に出しているの、そこから提案しているということだから、逆に言うと、我々がノーとしてもそれはもうだめだということですよ。

○事務局

今回の場合につきましては。

○佐藤委員

今回の場合というわけではなくて、これは全く否定していません。これはオーケーなのです。ただ、市民の皆さんからおかしいではないかと言われた時に、きちんとした形で答えられるのであればいいのです。手続論ですけれども、こういった案件の緊急なものに関しては、例えば我々はよく書面理事会というものをやります。書面で委員の皆さんに審議してくださいと。集まって議論しなければいけないものは当然委員長が招集しますから、臨時の会議が開催されるわけですけれども、書面においてオーケーという、程度の問題なのですけれども、そういうふうにしておいたほうがいいかなと。書面で教育委員の皆さんの承認を得ているので、これは議会に提出しますという、手続論の話なのだけれども、そのほうが理由がつくのではないかという感じがするのです。

○事務局

市議会では、書面での議会開催といったことがないものですから、市長が専決で決定して、次の議会で承認を得ると。今回もそれと同じようなケースで、教育長が代理で提出をしまして、次の教育委員会で承認を得ると。

○佐藤委員

教育長専決案件ということで、私は報告事項でいいのではないかという気がしないでもないのです。

○事務局

これは規則で規定させていただいております。他の政令市でこれらの案件を報告事項としている教育委員会があるかどうかといった点を踏まえた上で検討させていただきたいと思いません。

○委員長

それでは検討していただくということでお願いします。教育長代理について、どういう意味なのか不思議でした。

○教育長

私も、ここはどういう意味なのかと聞いたら、市長部局でやる専決だというので、なるほどと思ったのです。

○委員長

今、説明していただいて理解ができました。そうすると、佐藤委員の質問とつながってきましたね。

○教育長

やり方ですよ。

○佐藤委員

あるいは、教育委員長専決ということでもいいわけですよね。教育長ではなくて、この教育委員会を束ねる長が専決しましたということのほうがスムーズになるのではないかという気がしないのでもないのです。そこは行政と民間とは解釈が違うと思うので。

○事務局

今、教育委員会規則では、緊急の場合で会議を開くことができないときは、教育長が代理することできる。その場合は、次の委員会の会議に報告し承認を得なければならないという規定になっております。報告することだけでよろしいということであれば、それが可能なかどうか調べます。

第3 報告

○委員長

では、報告案件に入ります。「二葉中学校・舟栄中学校の統合中学校の校名についての要望書について」、教育政策担当課長に説明をお願いします。

○教育政策担当課長

資料はお手元の40、41ページになります。二葉中学校・舟栄中学校の統合により新しく開校します統合校の校名につきまして、地域より要望書の提出がありましたので、ご報告いたします。

両中学校につきましては、両校を閉校し、新たな中学校として開校すること。その統合の時期を平成26年4月1日とすること。校舎につきましては舟栄中学校の校舎を使用するというを7月の教育委員会定例会において決定いただきました。地域では、この教育委員会の決定を受けまして、二葉中学校・舟栄中学校統合実行委員会を立ち上げ、閉校、開校にかかる式典や記念事業などの統合に向けた準備、校名の検討などを行ってきております。このたび、統合実行委員会より、「新潟柳都中学校」と「新潟水都中学校の」二つを統合校の校名の地元案とする要望書が12月13日に教育長に提出されました。

統合実行委員会での校名案決定までの経緯となりますが、統合実行委員では8月から検討作業を始め、校名の候補につきまして両校区の全世帯及び両校の生徒に公募いたしました。1,179件の応募があり、同じ名前の応募もありますので、そういった重複分を除きますと、380種類の校名案の応募がありました。

統合実行委員会では、統合校での主役となります生徒の意見や考えを聞いて校名を決めることとし、統合実行委員に両校生徒の代表を入れた校名検討委員会を立ち上げ、そこで検討・協議を行ってきたところです。その結果、今回要望のありました二つの校名案、それぞれ優劣つけ難く、どちらになっても統合校として誇れる校名であるとのことから、二つの校名案のいず

れかを統合校の校名にとの要望となったものです。

校名につきましては、今後、市議会で校名について新潟市立中学校条例の改正の議決を経まして正式に校名となりますが、校名の選定に関しましては、教育委員の皆様からご協議いただき決定をお願いすることとなります。選定の協議につきましては、来年1月の定例会でお願いし、選定されましたら、2月に議案としてお諮りしたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員長

今ほどの説明に質問、意見がありましたら挙手をお願いします。

○沢野委員

校名の応募募集の資料を見ただけでも、地域のほうで校名検討委員会を中心に一生懸命考えられたということですが、最終的にこの二つで決まりきらなかったということで、校名検討委員会の様子、地域の様子なり、もう少し詳しく聞かせてください。

○教育政策担当課長

校名検討委員会のメンバーになりますが、両中学校の代表、両中学校のPTA、この地域にある四つのコミュニティ協議会、コミュニティ協議会の皆さん、両中学校の同窓会の代表が委員となっております。子どもたちの意見を聞いて決めようと。新しい学校づくりに子どもからも参加してもらおうということで、子どもたちにも入ってもらうこととなりましたが、子どもたちの意見も参考に、この二つが残ったということです。地域からは新潟のルーツは水。「水の都」という部分もあるということで、どちらも優劣つけ難いと、市の教育委員会に選定をお願いしたいという要望につながりました。

○齋藤委員

今、地区の代表、PTA、同窓会、コミュニティ協議会ということで、校名検討委員会というのは何人くらいが集まって最終的にもんだのでしょうか。

もう一つは、生徒の代表というのは具体的に生徒会長ですか。

○教育政策担当課長

統合実行委員会のメンバーは、今申し上げましたところから出ていただいた18名、そこに両校生徒が生徒会代表ということでそれぞれ2名ずつ、合計22名で選考したという状況です。

○齋藤委員

二つ名前の候補が挙がっていますけれども、答えられる範囲でけっこうですが、これは甲乙つけ難いというか、例えば挙手して、同数になって半々だったのか、こんな言い方は何ですが、この検討会で決めることができないので、教育委員会のほうで決めてくださいということなのか、その辺はどうなのですか。

○教育政策担当課長

検討委員会の中では、多数決で決めるということではなく、じっくり話し合っ決めていくのがいいのではないかと

協議してきて、その賛否はとらなかったと聞いており、その中で、やはり一つにまとめきれなかったという状況と受け止めております。

○佐藤委員

ちなみに、380種類の提案があったということですが、これ以外の次点みたいな名前というものはあるのですか。

○教育政策担当課長

380種類の中から、まず8案に絞り込み、その8案の中から今回の2案という状況です。その8案について申し上げますと、柳都中学校、日和山中学校、舟栄中学校と二葉中学校両方の名前をとった舟葉中学校、新しいスタートという意味合いの新成中学校、響が丘中学校、「みなと」につきましては港湾の「港」と「湊」、「水都」、「みなと」そして、新潟中学校、新潟に柳都から水都までを組み合わせた新潟〇〇、〇〇新潟中学校という8案に絞り込みをして、それぞれ持ち帰って、最後の選考に臨んだという経過です。

○委員長

それでは、教育政策担当課長からご提案していただいたものから校名を決定していくということで、お願いします。

続きまして、「平成25年度新潟市立高志中等教育学校入学者選抜実施状況について」、学校支援課長によりしくお願いします。

○学校支援課長

資料42ページ「平成25年度新潟市立高志中等教育学校入学者選抜実施状況について」をご説明いたします。

はじめに志願状況ですが、市内63校、市外3校、計66校から出願がありました。定員120人のところ、志願者は市内246人、市外4人、合わせて250人であり、倍率は2.08倍でした。男女別内訳は、男子105人、女子145人。男子の割合は昨年より4パーセント増、女子は4パーセントの減でした。志願者数の男女比は、平成25年男子42パーセント、女子58パーセントとなりました。

次に、選考検査についてですが、作文、適性検査、面接により選考を実施いたしました。その結果、男子58人、女子65人、計123人を合格といたしました。合格者数の男女比は男子が47.2パーセント、女子が52.8パーセントとなっております。

○委員長

今ほどの説明に質問、意見のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。ありがとうございました。

では、次回の日程について、教育総務課長、お願いします。

第4 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

1月定例会は1月23日（水）午後3時30分から、2月定例会は2月19日（火）午後2時からでお願いしたい。

第5 閉会宣言

○委員長 午後4時10分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員